

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 9 号
件 名	行政不服審査過程における文書捏造及び文書作成ミスなどの調査を求めることについて
要 旨	<p>下記事項は、自身の市民としての名誉と尊厳に関わることであり、災害発生に対する危機管理だけでなく、行政不服審査過程においての間違いであっても、市民に対しての応対も危機管理であり、行政が市民に対してあってはならないことと認識し、以下について議会に調査することを求め陳情するものです。</p> <p>【広辞苑】捏造：事実でないことを事実のようにこしらえて言うこと。「証拠を一する」「一記事」。</p> <p>1 審理員による審理員意見書の捏造 新潟市の職員、参与であり、弁護士である本審査に係る審理員による審理員意見書が捏造されて、本審査会に届けられました。担当の審理員に面会して指摘し、修正を求めましたが聞き入れてもらえませんでした。</p> <p>2 行政不服審査会による答申書の捏造 本審査会委員3人が申立人から話を聞く意見陳述で、自身が帯同者1名を伴い意見陳述をしましたが、この場で一言も言っていない事柄、文言が捏造されて行政不服審査会答申書に記述され、新潟市長に答申されました。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年12月11日 総務常任委員会
受 理	令和2年12月3日 第426号

	<p>3 裁決書の内容の間違いが修正できない。</p> <p>自身が裁決書の文面の間違いを指摘して文書の修正を求めましたが、裁決書の修正をすることもなく、補正書での対応でした。</p> <p>参考：平成30年8月10日付、内閣府から関係機関に出された通知文書に、公文書の修正方法が記載されています。文書名：決裁終了後の決裁文書の修正について（通知）</p> <p>また、裁決書には、前記2の捏造文言がそのまま記述されました。</p> <p>4 前記1・2・3の事柄について、処分庁及び審査庁である新潟市長に文書で修正を求める等の申立てをし、回答文書が届きました。その回答内容は、市民目線での、市民に分かる、自身にも分かる、納得できるものではありませんでした。</p> <p>5 前記4の回答文書は、処分庁及び審査庁である新潟市長からではなく、行政経営課長及び納税課長からでした。</p>
--	--